

平成21年度第2回北海道入札監視委員会議事概要

開催日時：平成21年10月30日（金）10時40分～

開催場所：道庁別館10階 企業局会議室

議事

「平成21年度北海道入札監視委員会現地調査結果」について

北海道入札監視委員会から、次のとおり4点の指摘。

（詳細は、「資料4」のとおり）

特定建設工事共同企業体の活用について

予定価格が1千万円以上の工事に係る指名競争入札について

指名選考方針の整備について

簡易型総合評価方式適用工事等の選定方法について

指摘事項に対し、建設部及び水産林務部から次のとおり回答。

旭川土木現業所の案件については、指摘のとおり。

今後、構成員の資格要件の適切な運用について、指導して参りたい。

また、小樽土木現業所の案件については、運用基準に定められた所定の手続きを経て、要件の緩和をしているところ。

災害など緊急を要する工事については、突発的に工事の実施が必要となることや地域住民の安全確保の観点から、その必要性は、非常に高いところであるが、今回の指摘を踏まえ、指名競争入札の扱いについては、適切な入札方式を決定するよう指導して参りたい。

についても、指摘のとおり。

旭川土木現業所においては、本日付けで、指名選考方針を改正済。

今回指摘の総合評価工事及び施工環境監理者配置工事については、対象とすべきでない工事を選定したものではなく、対象となる工事の中から選定したものであるが、試行とはいえ、対外的にも選定理由の整理が必要であり、施工箇所の選定理由の整理などについての関係機関への周知が部としても不足していたものと反省しているところ。

今後は、説明責任を果たす上でも誤解が生じないよう、あらためて総合評価方式などの試行の趣旨や制度の内容について周知・徹底を図って参りたい。

品質確保の検証については、総合評価方式のタイプによっては、技術提案や品質管理などについて提出を求め、履行を検証している。

今回は、過去の実績を客観的に評価する方式であり、品質確認は通常の工事と同様であるが、通常の工事であっても、必要な品質確認は行われている。

また、きめ細かな対応も可能であり、現在のところ、新たな検証の予定はない。